

茨城県多重債務者対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 関係機関相互の連携を強化し、多重債務者対策の総合的な推進を図るため、茨城県多重債務者対策協議会（以下「対策協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 対策協議会は次の事項について協議を行う。

- (1) 多重債務者対策に関すること。
- (2) 関係機関の情報交換と連絡調整に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 対策協議会は会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は県民生活環境部長をもって充てる。
- 3 副会長は県民生活環境部次長をもって充てる。
- 4 委員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は対策協議会を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は必要に応じて対策協議会の会議を招集し、その議長となる。ただし、次条第1項において規定する部会を除く。

- 2 会長は必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 特定の事項を協議するため、対策協議会に部会を置く。

- 2 部会の名称、組織及び分掌事務は別表第2のとおりとし、会長の要請に基づき協議するものとする。
- 3 部会に次のとおり部会長を置くものとし、部会長はその部会の事務を掌理する。
 - (1) 第1部会長 生活文化課長
 - (2) 第2部会長 福祉政策課長
 - (3) 第3部会長 高校教育課長
 - (4) 第4部会長 産業政策課長
- 4 部会は必要に応じ部会長が招集する。
- 5 部会長はその指名する者に、部会長に代わって、部会の運営を行わせ、また、部会に所属する委員はその委員に代わって、その指名する者を会議に出席させる

ことができる。

- 6 部会長は必要に応じて、部会に属する組織以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 対策協議会の庶務は、前条第3項及び第4項に規定する部会の事務を除き、茨城県県民生活環境部生活文化課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年7月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年3月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年12月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（県関係部局）	
総務部	広報広聴課長 税務課長 市町村課長
県民生活環境部	生活文化課長 消費生活センター長
保健医療部	保健政策課国民健康保険室長
福祉部	福祉政策課長 福祉人材・指導課長 青少年家庭課長 障害福祉課長
産業戦略部	産業政策課長 労働政策課長
土木部都市局	住宅課長
病院局	経営管理課長
教育庁	私学振興室長 義務教育課長 高校教育課長 生涯学習課長 保健体育課長
警察本部	生活環境課長
関東財務局水戸財務事務所長が指名する者	
日本司法支援センター茨城地方事務所長が指名する者	
茨城県弁護士会会長が指名する者	
茨城司法書士会会長が指名する者	
水戸市消費生活センター所長	
つくば市消費生活センター所長	

別表第2（第6条関係）

部会の名称	組 織	分掌事務
第1部会	広報広聴課、税務課、市町村課、◎生活文化課、消費生活センター、保健政策課国民健康保険室、福祉政策課、福祉人材・指導課、青少年家庭課、障害福祉課、産業政策課、労働政策課、住宅課、病院局経営管理課、保健体育課、警察本部生活環境課、関東財務局水戸財務事務所、日本司法支援センター茨城地方事務所、茨城県弁護士会、茨城司法書士会、水戸市、つくば市	県における相談体制の強化方策及び市町村における相談体制の強化支援方策の検討等
第2部会	生活文化課、消費生活センター、◎福祉政策課、福祉人材・指導課、青少年家庭課、労働政策課	セーフティネット貸付けの効果的な活用方策の検討等
第3部会	生活文化課、消費生活センター、私学振興室、義務教育課、◎高校教育課、生涯学習課	多重債務者発生防止に向けた教育方策の検討等
第4部会	生活文化課、消費生活センター、◎産業政策課、警察本部生活環境課、関東財務局水戸財務事務所	悪質貸金業者への対応に関する連携方策の検討

注：◎印は部会長を示す。